

教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検・評価について

1. 点検及び評価の導入の目的

教育委員会は、首長から独立した合議制の執行機関です。創造的で人間性豊かな人材を育成するため、生涯学習の推進をはじめ、教育、文化、スポーツの振興など幅広い分野にわたる教育行政を一体的に推進していく上で、教育委員会制度は重要な役割を担っています。そして、教育委員会が協議決定した教育方針と施策について、教育長が統括する事務局が広範かつ専門的な教育行政事務を執行するものです。

このようなことから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(地教行法) 1により、教育委員会は、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を議会に提出し、公表することにより、効果的な教育行政の推進に資するとともに、市民の皆さんへの説明責任を果たすものです。また、同時に平成 29 年 3 月に策定した「第 2 期津山市教育振興基本計画」(計画実施年度 平成 29 年度~33 年度)の、定期的な点検と進行管理を毎年度行います。

2. 対象事業と点検・評価の方法

(1) 対象事業

津山市教育委員会が策定した「平成 29 年度教育行政重点施策」への取組並びに達成状況について、下記の項目別に点検・評価を行いました。

- 1 教育委員会の活動
- 2 教育委員会が管理・執行する事務
- 3 教育委員会が管理・執行を教育長に委任する事務(教育委員会の権限に属する事務のうち市長部局の職員に補助執行させる事務(幼児教育、文化財の保存と活用)を含む)

(2) 評価方法

上記の項目別に「点検・評価シート」を作成し、達成度(自己評価)により評価しました。

達成度(A~D)

- A・・・達成している (95%以上)
- B・・・ほぼ達成している(80%以上)
- C・・・概ね達成している(60%以上)
- D・・・達成していない(60%未満)

各項目の記載内容

[-1 教育委員会の活動]

評価理由、今後の対応の方向性、自己評価、活動状況。

[-2 教育委員会が管理・執行する事務]

評価理由、今後の対応の方向性。具体的な施策は(1)~(13)別に実施結果、自己評価を記載。

[-3 教育委員会が管理・執行を教育長に委任する事務(教育委員会の権限に属する事務のうち市長部局の職員に補助執行させる事務(幼児教育、文化財の保存と活用)を含む)]

各項目別に【項目の総合評価】、【主な取組と実施結果の成果】、【平成 29 年度主要事業の実施状況】、【教育振興基本計画における重点取組の進捗状況】を記載。

【項目の総合評価】は「施策の概要と評価」を、【主な取組と実施結果の成果】は「実施結果と成果、今後の課題と方向性」を記載し、それぞれ自己評価を実施。また、【教育振興基本計画における重点取組の進捗状況】は、第2期教育振興基本計画の各項目における重点取組の当該年度実績、達成率、進捗率、事業の課題と今後の方向性等を記載。

重点取組の見方と項目の説明は以下のとおり。

【教育振興基本計画における重点取組の進捗状況】

取組（事業名） 事業指標（内容）	基準値 （計画策定時） a	現況値 （H29数値） b	目標値 （H33） c	達成率及び進捗率		
				目標に対する達成率 （%） (b-a)/(c-a)	目標に対する進捗率 （%） (b/c)	課題・今後の方向性等
教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検・評価 評価項目におけるA評価（達成率95%以上）の割合	73.0%	75.0%	80.0%	28.6%	93.8%	目標値を達成するため、引き続き着実な事務の執行と適切な点検評価を行っていく。

第2期教育振興基本計画で設定した35の取組。1つの取組に複数指標があるものはそれぞれ記載した。

・基準値（計画策定時）：H27実績
・現況値（H29数値）：年度末の数値
・目標値（H33）：第2期教育振興基本計画で定めたH33年度の目標値

・達成率：目標値（H33）に向けて実施した取組の達成の度合いを示したものの。
・進捗率：目標値（H33）に対し、現在どの位置にあるかを示すもの。
達成率の表示が困難である場合は以下のとおり表す。（進捗率も同じ）
数値を減らすことを目指す等、上記の計算式を用いることが適当でないもの「達成・未達成」事業の中止、統計の中止等、達成率の算出が不可能であるもの「 」
基準値欄に記載がない場合は、基準値を0として算出する。

（3）点検・評価の期日

平成30年3月31日

（4）報告・公表

平成30年9月津山市議会へ報告し、津山市教育委員会ホームページに掲載するとともに事務局での閲覧を行います。

3. 学識経験者による知見の活用

点検・評価にあたっては、地教行法第26条2項の規定により教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図ることとされているため、外部評価者2名の総評を付し、点検・評価の客観性を確保しています。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年6月30日法律第162号） 抜粋

（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）

第26条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第一項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第四項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。